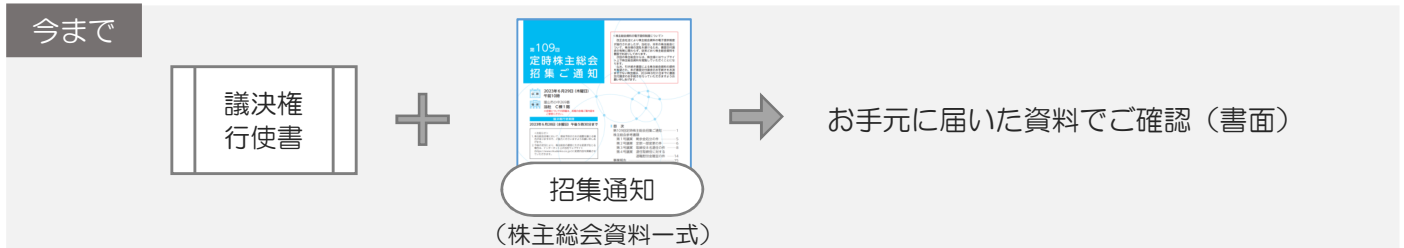
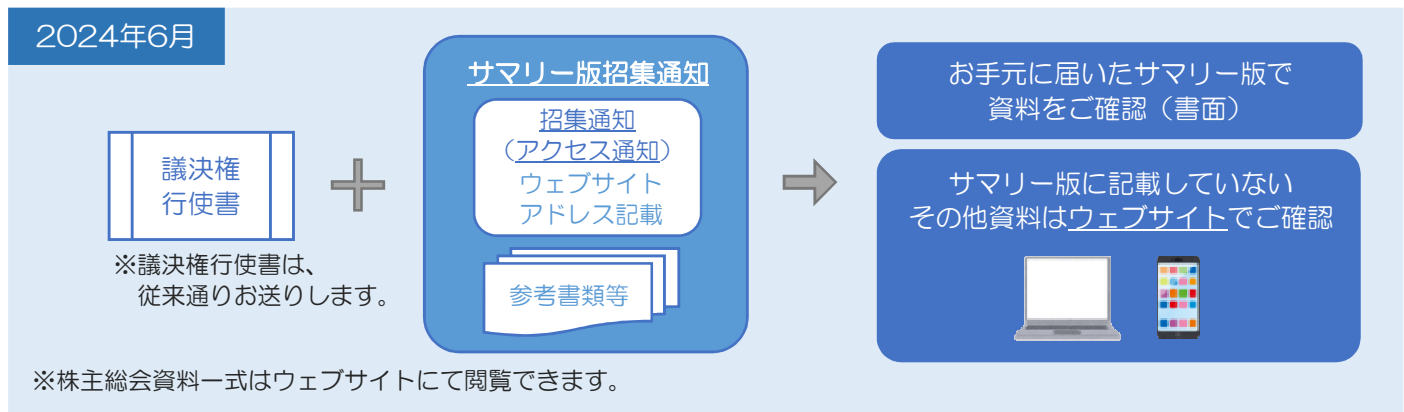


電子提供制度に関するご案内

会社法改正により、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料を原則ウェブサイト上でご確認いただき、電子提供制度が導入されました。今回の第110回株主総会資料は、電子提供制度の趣旨や、環境面への配慮等を踏まえ、法令上送付が必要な招集通知（アクセス通知）に加え、株主総会参考書類等を添付した「**サマリー版招集通知**」をお送りさせていただきます。



株主総会資料は、原則ウェブサイト上でご確認いただくことになります。



**インターネットのご利用が困難で、
今まで通り郵送で株主総会資料一式の書面交付をご希望される株主様へ**

株主総会資料一式を書面で受領するための**お手続き (書面交付請求)**が必要です。

書面交付請求とは？

インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。お申し出いただいた株主様には、株主総会資料一式を書面でお送りします。なお、**書面交付請求を行わなかった場合でも、議決権行使書、アクセス通知はお送りします。**

お手続き方法は？ ※一連のお手続きには費用がかかる場合があります。

- 株主名簿管理人へお問合せ
三井住友信託銀行株式会社 専用コールセンター 0120-533-600
(受付時間：9時～17時 土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

または
●当社株式を保有する口座を開設している証券会社へお問合せ

書面交付請求の受付期限は？

基準日 (毎年3月31日) までに書面交付請求のお手続きを完了いただくことで、次回以降の株主総会で株主総会資料一式を書面でお送りさせていただきます。一旦書面交付請求をされると、原則、それ以降の株主総会では毎回株主総会資料一式が書面で届きます。

次回以降、電子提供制度に関する当社の対応について変更がある場合は、当社ホームページにてご案内させていただきます。